

令和 7 年度

香 茅 市 議 会  
行政視察研修報告書



横須賀市役所 議場

福祉教育委員会

## 1. 概要

### 香芝市議会 福祉教育委員会 県外視察研修（令和7年度）

1. 日 程 令和7年10月21日（火）～10月22日（水）

2. 出席者 (委員長) 中山 武彦 (副委員長) 野口 昌史  
(委 員) 小西 高吉 下村 佳史 筒井 寛  
眞鍋 亜樹 川畠 勝世  
(随行者) 議会総務課長 千葉 常雅

以上 8名

3. 観察地

#### ◆神奈川県鎌倉市

神奈川県鎌倉市御成町18番10号

人口：174, 138人（令和7年6月30日現在）

面積：39. 66 km<sup>2</sup>

#### ◆神奈川市横須賀市

神奈川県横須賀市小川町11番地

人口：376, 682人（令和7年4月1日現在）

面積：100. 81 km<sup>2</sup>

4. 観察事項

（1）鎌倉市・・・ケアラー支援条例について

（2）横須賀市・・・終活支援について

本委員会は、令和7年9月議会において上記のとおり派遣を議決され、観察事項のとおり研修を行った。

まず、10月21日の午後に鎌倉市役所を訪れ、「ケアラー支援条例について」の説明を受けた後、質疑等を行った。

翌10月22日には横須賀市役所を訪れ、「終活支援について」の説明を受けた後、質疑等を行った。

実施委員は、10月22日の夕刻に帰郷した。

## 2. 研修内容のまとめ

日 時：令和7年10月21日（火）

視 察 地：神奈川県鎌倉市

研修内容：「ケアラー支援条例について」

### 【鎌倉市の概要】

鎌倉市は、神奈川県の三浦半島のつけ根に位置し、東京都の中心部から 50km 圏内（首都圏）に位置している一方で、南は相模湾に面し、多摩・三浦丘陵群の小高い山々に囲まれ、豊かな自然環境、良好な海水浴場、良質な居住環境など、多様な魅力を持った都市となっている。

三方を山に囲まれた温暖な気候で、昭和35年頃から宅地開発が行われ人口も急増したが、昭和62年をピークにわずかながら減少し、近年はほぼ横ばい傾向となっており、17万人前後を推移している。

源頼朝が幕府を開いた土地として数多くの史跡・文化財に富み、市域の約24.8%は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による保存地域に指定されている。



中山委員長挨拶

### ○ケアラー支援条例について

#### [経緯]

鎌倉市は、「誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会」の実現を掲げ、平成31年4月1日に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、令和2年に「くらしと福祉の相談窓口（ワンストップ）」を開設、令和4年度からは「重層的支援体制整備事業」を開始するなど、孤独・孤立を含めた個人の課題及び地域の居場所づくり等を通じた地域の課題解決の取組を開始された。

その取組の中で、高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきたが、世帯構造の変化等（少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等）により、ケアラーに過重な負担がかかっていることが見えてきた。

そこで、支援が必要な人のケアを家族で抱え込みがちなことが、社会的孤立の背景のひとつであると考え、すべてのケアラーが孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、ケアラーの支援に関する基本となる事項を定めた、「鎌倉市ケアラー支援条例」を令和6年4月1日に施行された。

## [取組等]

- ① ケアラー支援条例のリーフレット、サポートリスト、支援ガイドの作成  
(福祉総務課・こども家庭相談課・市民健康課の取組)
  - ・ケアラー自身が自ら置かれる状況を理解し、支援の存在を知ることができるよう作成
  - ・関係機関等がケアラー支援の知識を深め、社会全体としてケアラー支援を推進できるよう作成
- ② ピアサポートの運営及び運営補助  
(福祉総務課の取組)
  - ・ケアラー同士のつながりや支え合いを推進するため、ピアサポート等を行う団体に対して、当事者同士が悩みや経験を語り合う交流会等の活動に必要な経費の一部を補助
- ③ こどもの居場所へのアウトリーチを通じたヤングケアラーとの接続  
(こども支援課・こども家庭相談課の取組)
  - ・日常的にケアラーとしての役割を有する障害児のきょうだい児を含む様々なヤングケアラーが地域で暮らしていることを前提に、安心して遊べ、集える仲間づくりの場において、利用者・近隣住民を対象に、子どもの権利を学び、大人の見守りの必要性を伝える講座を、「かまくら冒険遊び場・梶原」で開催
- ④ 包括的支援体制の推進（重層的支援体制整備事業の実施）  
(福祉総務課の取組)
  - ・福祉（こども・障害・高齢・生活困窮）が連携しながら、支援の届いていないケアラーを発見し、包括的支援につなげ居場所や見守り体制を構築するインクルーシブな地域づくりを推進
  - ・属性や世代を問わない相談を多様な相談支援事業所が受け止め、多機関で連携
  - ・アウトリーチにより、相談の受付、支援へのつなぎまで一貫して対応可能
  - ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を創設することで、ケアラーが安心できる場を確保
  - ・重層的支援体制整備事業を活用し、関係者がそれらに一体的に取り組めるよう体制を構築
- ⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によるケアラーへの伴走  
(福祉総務課の取組)
  - ・多機関協働等を行う Libero かまくらに、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う人員を配置
  - ・家庭や居場所等へのアウトリーチでケアラーと出会い、相談の受付、支援へのつなぎまで一貫して支援者が対応し、家庭への配慮や安心感の醸成、孤独感の低減を図り、関係性を構築することで、つながりににくい家庭が支援を受けやすい環境

を整備する

⑥ ヤングケアラーコーディネーター・スーパーバイザーの配置

(こども家庭相談課の取組)

・ヤングケアラーコーディネーター

小・中学校を初めとする関係機関との連携強化を主目的として設置。特に小・中学校との連携を深めることで、気になる子ども・家庭を早期に発見し、適切な支援につなぐことを企図している。その他、ヤングケアラー支援に関する研修等の実施や、ヤングケアラー支援のための体制構築についても業務としている

・ヤングケアラースーパーバイザー

ヤングケアラー支援に関する関係機関からの相談・悩みに対し、助言・アドバイスを行っている。合わせて、関係機関に対する研修の実施や、ヤングケアラー当事者の居場所となるピアサポートの運営にも関わっている

⑦ スクールソーシャルワーカーの拡充、教育相談員の拡充

(教育センターの取組)

・スクールソーシャルワーカー、教育相談員の拡充により、ヤングケアラーの世帯課題を紐解き、福祉の相談支援につなぐとともに、教育相談による教育の充実を図る

⑧ かまくら障害者支援アプリの活用

(障害福祉課の取組)

・障害者本人及びケアラー等が、受給できる手当やサービス等を迅速かつ簡易に入手するためのスマートフォンアプリ

⑨ 子育て家庭に導入している家事支援・配食支援の拡充

(こども家庭相談課の取組)

・家事支援（子育て世帯訪問支援事業）

これまで、養育支援訪問事業として実施していた家事・育児ヘルパーの派遣事業について、ヤングケアラー児童のいる家庭も対象に加えたかたちで実施する。また、養育面で支援が必要な家庭に対し、養育状況の改善を図ることを目的とした、配食サービスの提供を通じた見守りの実施についても、従来の対象範囲に、ヤングケアラー児童にいる家庭も加えた形で拡充を図る

⑩ 生活困窮者家庭等への学習支援・フードバンクの取組

(生活福祉課の取組)

・なじみのスタッフによる個別の学習指導を受けたり、少人数で安心して過ごせる居場所としての利用も。貧困の連鎖を防ぎ、保護者へのフォローも含めた世帯全体への支援につなげる。

・食料が不足しがちだったり、孤食や栄養面等の食習慣に課題のあるケアラー世帯に、フードバンクから食料を提供したり、こども食堂・地域食堂で温かいご飯を

みんなで一緒に食べることで地域のつながりが生まれる

### [所感]

ケアラーの存在や問題は、家族のことは家族でという考え方や、日常的過ぎてケアラー本人に自覚がないなど、表面化しにくいという課題がある。

鎌倉市では、「鎌倉市ケアラー支援条例」制定をきっかけに、府内体制を整えて、ケア対象者本人の障害福祉サービス利用開始に向けた調整時に、ケアラー支援の視点から、家族の困りごとや強い疲労感などに着目し、必要な声かけを行い、必要に応じて相談対応につなげていくなど、様々な場面でケアラーを発見できるような取組を行つておられた。

また、ケアラーに対する支援については、ケアラーへの支援施策を充実させたとしても、ケアラーが介護、看護、日常生活上の世話、その他の必要な援助を行うケア対象者への支援が不足していくには、一人ひとりのケアラーにかかる負担は軽減されないことから、世帯全体を支援するという観点で「重層的支援体制整備事業」を活用し、多機関による協働のもと、ケア対象者への取組も含む包括的な支援を行つておられた。

条例を制定して終わりではなく、実効性のあるものにするための、これらのケアラー支援の取組は、大いに参考になった。



研修風景



鎌倉市役所

### 3. 研修内容のまとめ

日 時：令和7年10月22日（水）

視 察 地：神奈川県横須賀市

研修内容：「終活支援について」

#### 〔横須賀市の概要〕

神奈川県の南東、三浦半島の中央部に位置し、東岸は東京湾、西岸は相模湾に面している。市域の大半は標高100～200mの丘陵地からなり、緑も多く、首都圏においても、有数の豊かな自然環境に恵まれた中核市である。

東京湾の入口に位置するため、江戸時代から国防の拠点とされ、戦前には横須賀海軍工廠を擁する軍港都市として栄えた。現在も自衛隊や米軍の基地が立地している。

市内の行政・経済的都市機能が集中する東京湾岸には大工場や住宅群がひしめきあうが、農業や漁業も盛んである。



土田副議長から歓迎の挨拶

#### ○終活支援について

##### 〔経緯〕

横須賀市は、東京湾の入口である三浦半島に位置し、特に浦賀は良港として江戸時代から海運で栄えていたことから、遠方から来て亡くなった船乗り等のために無縁墓地が設置され、戦後は無縁納骨堂も設置された。

その管理の中で、身元が判明しているにも関わらず引き取り手のない遺骨が、平成5年から増え始め、平成15年から急増していたが、引き取り手がいない場合だけでなく、引き取り手がいても、その連絡先が分からぬことから引き取られないケースが多数存在していた。また、死後の対応についての本人の意思（財産処分の方法、埋葬方法や生前の契約等）も分からぬいためその意思が反映されないという大きな問題もあった。

そこで、その原因は福祉には生前における死後課題の相談窓口が無いことであると考え、全国に先駆け「エンディングプラン・サポート事業」と「終活情報登録伝達事業（通称「わたしの終活登録」）」の2事業を開始された。



研修風景

[取組等]

事業名	エンディングプラン・サポート事業	終活情報登録伝達事業（通称「わたしの終活登録」）
対象者	墓地、埋葬等に関する法律第9条見込（低所得、少資産、頼れる身寄り無し、高齢者または余命が短い方など）の市民	登録を希望する全市民
事業内容	生前に、27万円（生活保護受給者は、納骨費5万円のみ負担）で協力葬祭事業者と死後事務委任契約を締結してもらい、その後、市の職員は、ご本人が亡くなるまで毎月電話、3、4カ月に1度は訪問して安否を確認し続け、死後は、火葬から故人の宗教に添った納骨・供養までを見届ける。	本人が元気なうちに、希望と同意に基づいて、終活情報を市に登録し、本人が万が一の場合、警察、救急、病院等からの問い合わせに市が登録内容の回答を代行する。 登録内容の多いものとして、緊急連絡先、かかりつけ医、お墓（寺等）の場所である。 電話での受付も可能となっている。
根拠法令	① 生活困窮者自立支援法 ② 墓地、埋葬等に関する法律 ③ 孤独・孤立対策推進法	① 墓地、埋葬等に関する法律 ② 孤独・孤立対策推進法

**墓地、埋葬等に関する法律**

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行ったときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の規定を準用する。

[事業効果]

エンディングプラン・サポート事業については、平成27年7月から開始し、令和6年度までの約10年間に1,816件の相談があり、169人が登録、プラン実施は84人となっている。令和2年度以降は毎年度20人程度が新規登録し、10人以上がプランを実施している状況である。

令和6年度は12件のプランを実施。身元不明または身元判明の無縁遺骨が45柱だったので、本事業により無縁遺骨となり墓地、埋葬等に関する法律第9条が適用

される可能性があった 57 柱のうち 12 柱、つまり約 2 割を本人が望む形で葬送・納骨をできたといえる。なお本事業により生前意思の尊重ができた割合は、令和 2 年度以降、毎年度 2 割程度となっている。

次に、終活情報登録伝達事業（通称「わたしの終活登録」）については、平成 30 年 5 月から開始し、令和 5 年度には年間の登録者数が 200 人を超える、これまでの累計登録者総数は令和 7 年 3 月末の時点で 1,053 人になっており、その多くが 60 代から 80 代となっている。

実際に、医療機関からの問い合わせで預かっていたリビングウィルを伝えて本人が望む終末期を送って旅立った事例や、同居家族のいない高齢者が緊急搬送された際に、この終活情報として登録していた親族の連絡先を伝えることで入院できた事例があったとのことであった。

### [所感]

横須賀市では、市営の無縁納骨堂を保有していたからこそ死後の課題に気付くことができ、生前の意思と情報の登録で本人が望む終末を支えるために、ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがないご高齢の市民の方等の終活課題について、あらかじめ解決を図り、生き生きとした人生を送っていただくことを目的とした「エンディングプラン・サポート事業」と、本人が死亡した際に生前の意思が尊重されることでの本人の尊厳を守る「終活情報登録伝達事業（通称「わたしの終活登録」）」の 2 つの終活支援の取組を実施されていた。

2024（令和 6）年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所から「2050 年には全世帯の 44.3% が独居になり、そのうち 45.1% が 65 歳以上となる。」と発表されており、今後、高齢者の孤立は一層深刻化する状況が想定される。

超高齢社会において、誰もが安心して老後を送るためのこれらの取組は、本市にとって大いに参考になった。

報告者 福祉教育委員会委員長 中山武彦